

議 案 第 4 6 号

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

【議案提出担当課：上下水道課】

地方自治法第289条の規定により、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年9月2日 提出

斑 鳩 町 長      中 西      和 夫

